

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労選択支援の実施について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

○送付文書一覧

- ・令和7年9月30日付け障障発0930第3号
「「就労選択支援の実施について」の一部改正について」
- ・「就労選択支援の実施について（令和7年3月31日障障発0331第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【新旧対照表】」
- ・令和7年9月30日付け障障発0930第3号改正後全文
「就労選択支援の実施について」
- ・（様式）ケース会議記録・サービス提供記録

○参考

- ・令和7年3月31日付け障発0331第3号
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令等の公布等について（通知）」

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣 本	担当	澤 本
電話	058-272-1111 内3491		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		